

# 設置許可取り消し

# もんじゅ提訴 25日にも

敦賀市の高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故から、二十年となる八日、周辺住民らが福井市内で会見し、二十五日にも国を相手に、原子炉設置許可の取り消しを求める訴訟を東京地裁に起こすことを正式に表明した。 関連の面（高橋雅人）

# 周辺住民ら 正式に表明

弁護士によると、原発訴訟では初めて、重大な損害が生じる恐れがある場合に必要なる行政処分を求める「義務付け訴訟」に基づく訴えとなる。原告は福井県のほか、岐阜、滋賀、石川県などの住民が入る予定。

訴状の原案によると、「運営主体の日本原子力研究開発機構（原子力機構）にはもんじゅの運転能力がない一方、原子力機構に代わる新たな運営主体が現れる可能性も現実的ではない」と指摘。「原子力規制委員会には

「十二月八日は、重要な意義を持つ」。福井市大手二丁目の県教育センターで開かれたもんじゅ廃炉の提訴会見。原告予定の市民や弁護士は口々に、「二十年前のこの日にナトリウム漏れ事故が起きたことを念頭に、訴訟に向けた決意を語った。

「この日にこのような会見を開くのも何かの因縁」。これまでも原発訴訟に参加してきた大地晴美・敦賀市議も、長年にわたる原発反対運動の継続に感

「十二月八日は、重要な意義を概深げだった。しかし「原子力規制委員会は退場を命じたが、はつきりと止めなさいとも言っていない。地元の敦賀からも声を上げたい」と引き締めた。

事故からは二十年、もんじゅ訴訟で最高裁判決が出た二〇〇五年からは十年がたつ。当時、原告団に参加していたあわら市の龍田清成さん（七〇）は、今裁判での決着を願う。「当時四十人いた原告団は十五人が亡くなつた。福井のため、日本のために

# ナトリウム事故から20年

一九八三年に旧動燃に出した原子炉設置許可を取り消す義務がある」と主張する。

原子力規制委は先月、文部科学相に対し、原子力機構に代わる新たな運営主体を見つけてよと勧告。甫守一樹弁護士は「勧告を支えて監視するのが提訴の目的。速やかに廃炉へ移行するよう導かないといけない」と話す。

もんじゅをめぐる、原子炉設置許可段階での安全審査に問題があったとして、八五年に周辺住民らが国を相手に許可の無効を求めて福井地裁に提訴。二〇〇五年に最高裁で住民側の敗訴が確定した。

# 原告「何かの因縁」

決着をつけるべきではないか」同じく、当時のもんじゅ訴訟に参加した小浜市の深谷嘉勝さん（七〇）は「現場の作業員も続けているのは無理と分かっているはず。もんじゅを止めることが彼らのためにもなる」と静かな口調で語った。

前回訴訟で住民側は「原子炉設置段階での国の安全審査に落ち度があった」として、設置許可の無効を求めたが、〇五年の最高裁判決は「落ち度はない」と結論づけた。

一方、今回住民側が求めるのは設置許可の取り消し。甫守一樹弁護士は「国が許可を出した当時は旧動燃に運転能力がないと分らなかったとしても、今は能力がないと原子力規制委も明言している。勧告を踏まえて主張できるのは大きい」と強調した。（布施谷航、高橋雅人）

# もんじゅ訴訟原告団 小浜 中寫さん

## 遺志継ぎ 勝利目指す

高速増殖原型炉「もんじゅ」(敦賀市)の原子炉設置許可の取り消しを求める訴訟を起す、福井市での八日の会見に臨んだ明通寺(小浜市)住職の中寫哲演さん(モモ)。もんじゅの設置許可無効を求め、二〇〇五年に最高裁で逆転敗訴した前回に続き、原告に名を連ねた。脳裏には、ともに闘った仲間顔が浮かぶ。●面参照 (高橋雅人)



「当時の原告は半数近く 考える出発点になった」と藤。丸一日、隣で聞かされた。 「目に見えない防弾ガラスみたいなので、社会的、政治的なものに関わりたくない」と防護していたのをぶち破られて、地獄の真いのする風が吹き込んできた。 半世紀以上前の話。詳細は覚えていない。しかし、

提訴の記者会見で思いを訴える中寫哲演さん(8日、福井市の県教育センター)

その男性が詠んだ短歌は今もそらんじることが出来る。「死ぬる気で出征したるさへ 隠れ病む身となりて帰れぬ」

卒業後、地元で「隠れ病む」被爆者を訪ね始めた。 体験を聞き、被爆検査の費用を集める托鉢も開始。放射線被ばくの問題も学んだ。時同じくして、若狭湾岸で原発誘致の話が持ち上がる。六七年、初めて反原発の姿勢を公にした。

もんじゅにも建設から反対した。しかし、立地には金がばらまかれ、地元は受け入れを決定。当時の敦賀市長は後に原発を「金のなる木」と表現した。中寫さんは「金で批判的な意見や疑問を封じ込めてきた」と怒りをあらわにする。

明通寺の国宝、三重塔にはもんじゅの名の由来となった文殊菩薩が獅子に乗っていたはずんでいる。 「仏教の獅子は人間のエゴの象徴で、それを制御す

## 「負の遺産 残させない」

るのが文殊の知恵。それに対し、人間が原子力を完全に制御してみせるというのは何と傲慢なのか。そういうおごりこそを、文殊菩薩は最も戒めている」

八六年四月二十五日、福井地裁で行われた前回もんじゅ訴訟の第一回口頭弁論。原告団長の磯辺基三さん(故人)は意見陳述の最後にこう一括した。「科学者よ おごるなかれ」

翌日に発生したのがチェルノブイリ原発事故。もんじゅは九五年十二月八日、ナトリウム漏れ事故を起こした。あれから二十年。前回訴訟は高裁で勝ち、最高裁で敗れた。そして福島第一原発事故。失望、絶望の連続だった。でも、中寫さんは言う。

「あきらめるわけにはいきません。放射能は子々孫々の世代まで負の遺産を残す問題ですから、福島も、もんじゅも同じ過ちを繰り返してはいけません」